

公益財団法人サンマルク財団 助成金支給規程
(食及び農業に関する助成金事業)

(趣旨)

第1条 公益財団法人サンマルク財団(以下「当財団」という。)は、食及び農業に関わる社会課題の解決に向けて、食及び農業に関する教育や社会貢献活動ないしは学術・研究を行う団体を支援することなどを通じ、もって、地域文化の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。本規程は、この目的を達成するために行う助成金支給事業について定める。

(助成対象団体の応募資格)

第2条 当財団の助成金制度に応募する団体は、次の資格を有しなければならない

- (1) 岡山県内を活動拠点とする団体であること
- (2) 当財団の指定するエリアにおいて、食及び農業に関わる社会課題の解決に向けて、食及び農業に関する教育や社会貢献活動ないしは学術・研究を行う団体であること
- (3) 食及び農業に関する学術・教育・及び研究を行う教育機関であること
- (4) 社会福祉・地域福祉の推進を目的とする団体であること
- (5) 「子ども食堂」については、特定の場所で月1回以上運営されていること
- (6) 活動を実際に行う構成員が3名以上であること
- (7) 助成終了後も対象となる活動を継続する意思があること

(助成金額・期間)

第3条 助成額については、年度ごとに当財団の理事会にて決定する。

2 助成金の給付期間は、原則1年間(4月～翌年3月まで)とする。

(募集方法)

第4条 当財団のホームページ等での公開のほか、必要に応じて、各地域の社会福祉協議会及びフードバンクのホームページ等へ掲載するものとする。

(助成金支給の応募方法)

第5条 指定の申請用紙及び必要な添付資料を応募期間内に当財団へ郵送にて申請する。

(助成対象先の決定及び通知)

第6条 助成対象先の選定は、助成選考基準に即して当財団の選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

2 助成金選考委員会の組織・運営については別に定める。

3 前項により助成対象先を決定したときは、その旨を書面にて申請者に通知するものとする。又助成先として採用されなかった申請者にも通知するものとする。

(支給方法)

第7条 選定された申請者には、「助成金決定通知書」と「助成金受領応諾書兼振込依頼書」及び「誓約書」を当財団より申請者へ郵送し、申請者は必要事項を記入の上、当財団まで返送する。又「助成金受領応諾書兼振込依頼書」及び「誓約書」と引き換えに助成金を振込みにて交付する。

(助成金受領書の提出)

第8条 助成金の給付を受けた者(以下、「助成金受給団体」という)は、ただちに当財団所定の「助成金受領書」を提出しなければならない。

(助成金の取消し、返還)

第9条 助成金受給団体が、次の号に該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は支給決定の取消し、またはすでに支給した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申し出または報告をおこなったとき。

(2) 対象となる事業活動等が中止になったとき。

2 前項の各号の事由が発生した場合には、選考委員会において事由の事実について精査した上で、決定の取消し、返還の要求を行うことを決定するものとする。

(助成金の減額)

第10条 選考委員会において総合的に判断し、助成金額を減額する場合がある。

(報告義務)

第11条 助成金受給団体は、原則助成金給付事業完了後1ヶ月以内に、当財団所定の報告書及び研究に関しては成果物を提出しなければならない。

2 前項において、助成金受給団体は報告対象となる助成金による取得物及び提出対象となる成果物に対して、原則、自己の負担で第三者が容易に認識でき

- る場所に「公益財団法人サンマルク財団助成事業」の表示をするものとする。
- 3 第1項の成果物が書物（パンフレット等）である場合は、原則、書物の表紙裏面及び巻末に前項の表示をするものとする。

（届出義務）

第12条 次の号に該当したときは速やかに当財団に届出しなければならない。

- (1) 事業等が予定の期間内に完了しないとき（原則1年以内に完了が必要）。
- (2) 申請者、代表者及び担当責任者の氏名、住所、連絡先が変更になったとき。
- (3) 申請内容を著しく変更しようとするとき。
- (4) 対象となる事業活動、研究等が中止になったとき。

（その他の事項）

第13条 この規程に定めのない事項で必要なもの及び変更事項は、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、代表理事が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。